

告 示

埼玉県告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

富士見市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業富士見公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年十月二十五日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号、昭和五十三年埼玉県告示第千八百号、昭和五十六年埼玉県告示第百号、昭和五十八年埼玉県告示第五百三十一号、昭和六十年埼玉県告示第千七百三十三号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十一号、平成二年埼玉県告示第四百四十一号及び平成四年埼玉県告示第千三百九十九号の事業地に富士見市大字針ヶ谷字南通を加える。

(2) 使用の部分

変更なし